

【重点番号21】 建設機械抵当法に基づく建設機械への 打刻制度の見直し

国土交通省

不動産・建設経済局

重点21：建設機械抵当法に基づく建設機械への打刻制度の見直し
(国土交通省)

法の趣旨

- 動産を担保にして融資を得る方法としては、民法上、質権しかないが、**質権**は目的物を債権者に引き渡さなければならず、**債務者が当該目的物を占有し使用収益することができない**。
- このため、適当な担保物を有していない**資金力の乏しい建設業者**であっても、**金融機関からの長期融資を可能とすることにより、建設工事の機械化を図るため**、昭和29年に建設機械抵当法を制定し、航空機などと同様、**建設機械についても抵当権制度を導入**。

打刻に係る手続き

建設機械に抵当権を設定しようとする場合

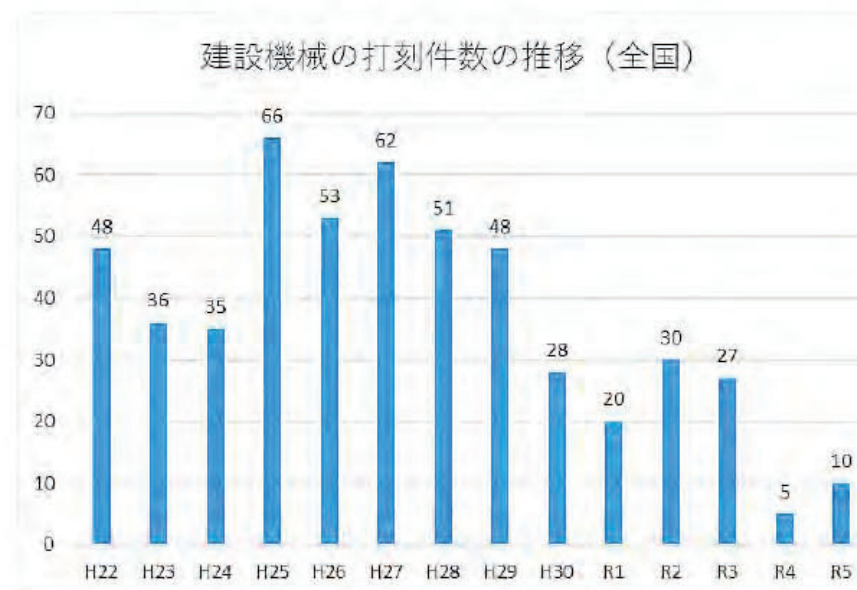
- ① 抵当権の目的物である建設機械に特定の記号を打刻し
- ② 当該打刻記号や所有者名等を登記(所有権保存登記)した上で
- ③ 抵当権の設定、当該抵当権の登記を行う

ことになる。

対象・手続き内容

申請することができる者	建設機械の所有権を有する者かつ建設業許可事業者
打刻事務の主な手続き	● 建設機械の所有権等の調査 ● 打刻(打刻記号の決定、建設機械への打刻、打刻記号の確認) ● 建設機械打刻証明書の発行 など

(参考)建設機械の打刻件数



令和6年度分権提案の内容とその対応方針

分権提案の概要

- 建設機械に抵当権を設定しようとする際に必要となる、都道府県知事による建設機械への打刻及びその検認について、以下の措置を講ずる。
 - ① 打刻の実施主体を都道府県知事から申請者等に変更する。
 - ② 打刻方法の簡素化のため、建設機械への直接の打刻に代えて、打刻した金属板を建設機械に固定してもよいこととする。

【回答】

以下の2点について、運用上可能である旨を明確化することについて検討する。

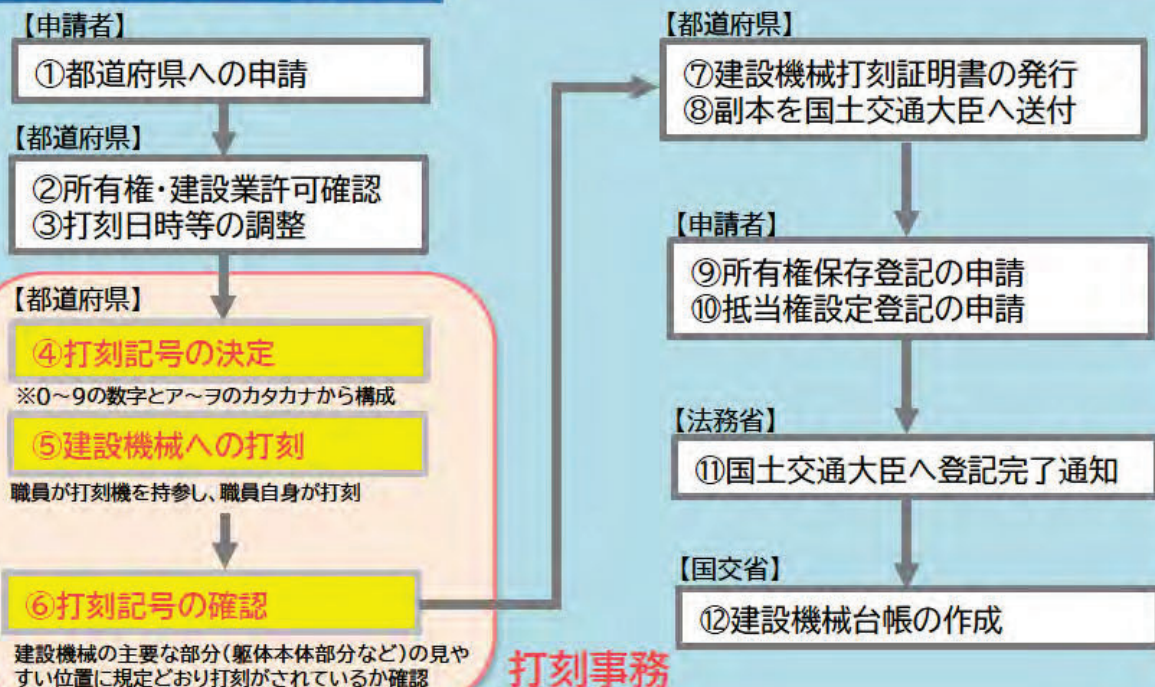
- ① 都道府県担当者が立ち会うことを条件に、申請者が自ら打刻ことができること。
- ② 建設機械への溶接など剥離できない状態で固着させることを条件に、打刻した金属板を建設機械に固定する方法によることができること。

※①、②の措置は、個々の申請において申請者との合意に基づき行うことが必要と考えられる。

〈参考：打刻機〉



打刻業務フロー（現行）



検討の方向性（⑤⑥抜粋）

⑤ 建設機械への打刻

職員が打刻機を持参し、職員自身が打刻



- ① 都道府県担当者が立ち会うことを条件に、申請者が自ら打刻することができる。
- ② 剥離できない状態で固着させることを条件に、打刻した金属板を建設機械に固定する方法によることができる。

⑥ 打刻記号の確認

(a) 所定の記号が適切に建設機械に打刻されているか、又は
(b) 所定の記号が金属板に打刻されており、かつ、当該金属板が剥離不能な状態で建設機械に固着しているかを確認。

○建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）（抄）

（所有権保存登記）

第三条 建設機械については、建設業法第二条第三項に規定する建設業者で、その建設機械につき第三者に対抗することのできる所有権を有するものの申請により、所有権保存の登記をすることができる。但し、次条に規定する打刻又は検認を受けていない建設機械については、この限りでない。

2 （略）

（打刻）

第四条 前条第一項の規定により建設機械の所有権保存の登記を申請しようとする者は、あらかじめ、当該建設機械につき、国土交通大臣の行う記号の打刻又は既に打刻された記号の検認を受けなければならない。

2・3 （略）

4 第一項に規定する国土交通大臣の権限に属する打刻又は検認に関する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

5 （略）

9 ○建設機械抵当法施行令（昭和二十九年政令第二百九十四号）（抄）

（都道府県知事による打刻又は検認）

第三条 都道府県知事の許可を受けた建設業者の申請に係る打刻又は検認に関する事務は、打刻又は検認の際当該建設機械が所在する地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

2 前項の場合においては、法中同項に規定する事務に係る国土交通大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

3 第一項の規定により都道府県が処理する次条から第十条までの事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（打刻及び検認）

第八条 打刻は、国土交通省令の定めるところにより、打刻をした年、打刻の際申請人の主たる営業所が所在する都道府県、打刻をした者及び打刻の番号を表示する記号を、当該建設機械の主要な部分の見易い位置に打刻することによって行う。

2 （略）

○建設機械抵当法施行規則（昭和二十九年建設省令第三十五号）（抄）

（打刻の記号の様式及び打刻の位置）

第三条 令第八条第一項に規定する打刻は、別表第二に定める位置に、別記様式第二号により行わなければならない。この場合において、打刻の番号は、同一暦年中においては、重複してはならない。

特定都市河川に係る標識の設置の基準を都道府県等の条例で定めることの見直し(特定都市河川浸水被害対策法)【重点番号:23】

27

令和6年7月22日

国土交通省 水管理・国土保全局

重点23：特定都市河川に係る標識の設置の基準を都道府県等の条例で定めることの見直し

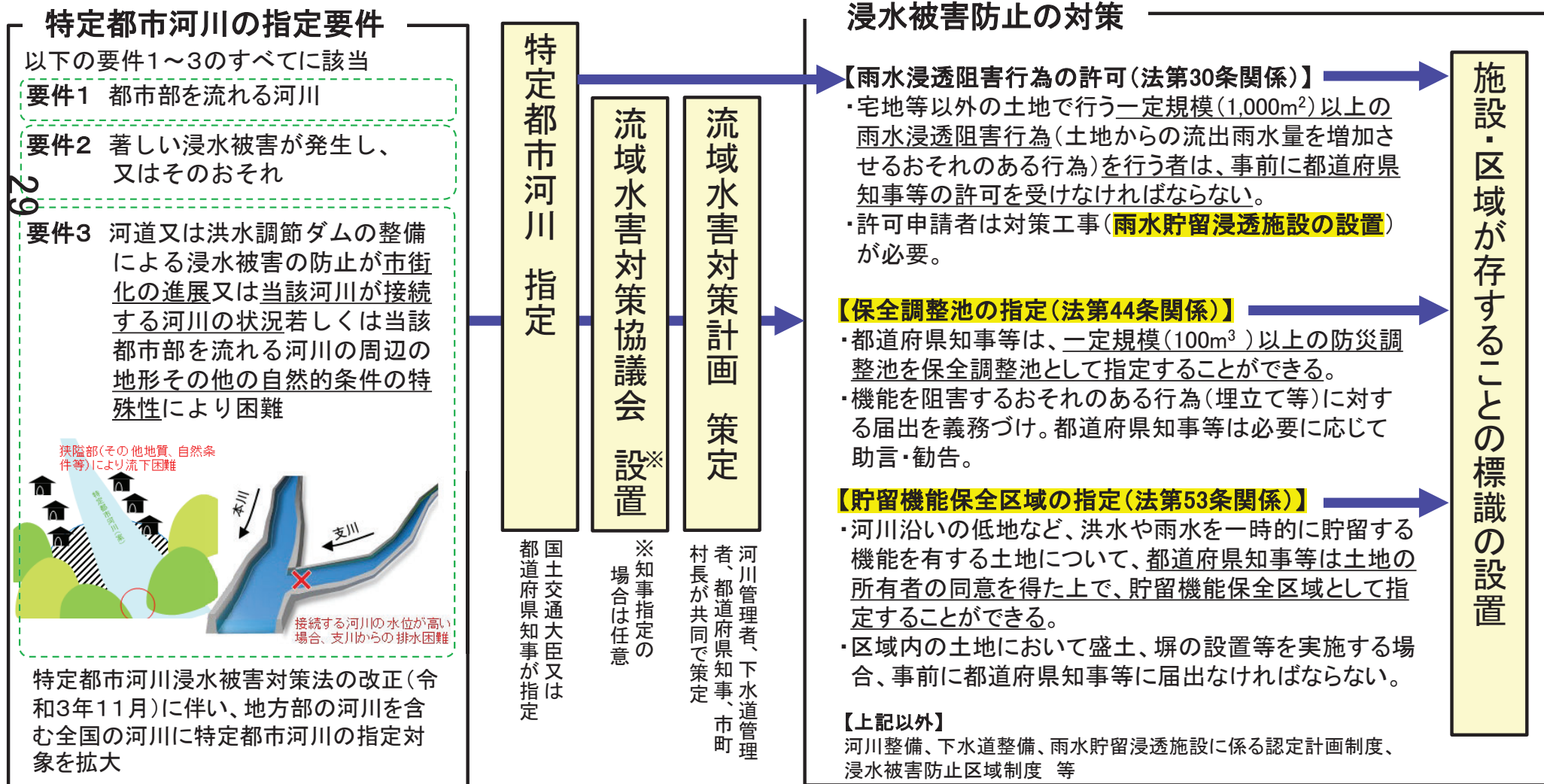
提案の内容

提案団体：群馬県、新潟県

- 都道府県知事等が特定都市河川(※1)の流域内に設置する標識(※2)については、国土交通省令で定める基準を参酌して都道府県等の条例で設置基準を定めることとされている。
 - この点、都道府県知事等が独自の基準を定める余地が少ないものの、一律に条例で定めることが規定されているため、条例制定に係る多大な事務負担が発生している。
 - このため、国土交通省令で定める基準に従って標識を設置する場合は、条例制定を不要とする。
- ※1 浸水被害対策のために国土交通大臣又は都道府県知事が指定する都市部を流れる河川
- ※2 以下の施設等の存在を明示するために都道府県知事等が設置する標識
- ①雨水貯留浸透施設(土地からの流出雨水量を抑制するために設置される貯留槽等)
 - ②保全調整池(特定都市河川流域内に存する一定規模以上の防災調整地のうち浸水被害の防止を図るために有用であると認めらるもの)
 - ③貯留機能保全区域(雨水を一時的に貯留する機能を有する特定都市河川沿いの低地等)

- 特定都市河川浸水被害対策法では、浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画の策定、河川管理者等による施設整備の加速化、地方公共団体や民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備、雨水の流出を抑制するための対策、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等、流域一体となった浸水被害の防止のための対策を推進。

■ 特定都市河川指定から対策実施までの流れ



「雨水貯留浸透施設」「防災調整池(保全調整池)」とは…

○特定都市河川浸水被害対策法

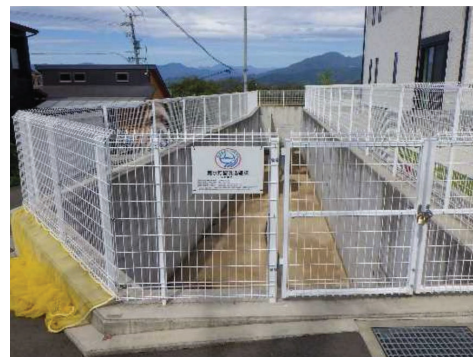
(定義)

第二条

6 この法律において「雨水貯留浸透施設」とは、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であって、浸水被害の防止を目的とするものをいう。

7 この法律において「防災調整池」とは、雨水貯留浸透施設のうち、雨水を一時的に貯留する機能を有する施設であって、河川管理者及び下水道管理者以外の者が設置するもの(第三十条の許可を受けて行う第三十一条第一項第三号に規定する対策工事により設置されるものを除く。)をいう。

8 この法律において「保全調整池」とは、防災調整地のうち第四十四条第一項の規定により指定されるものをいう。



「貯留機能保全区域」とは…

○特定都市河川浸水被害対策法

(貯留機能保全区域の指定等)

第五十三条 河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域に係る都道府県(当該土地の区域が指定都市等の区域内にある場合にあつては、当該指定都市等)の長(以下この節において「都道府県知事等」という。)は、流域水害対策計画に定められた第四条第二項第十二号に掲げる貯留機能保全区域の指定の方針に基づき、かつ、当該流域水害対策計画に定められた都市浸水想定を踏まえ、当該土地の区域のうち都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができる。



貯留機能保全区域のイメージ

雨水貯留浸透施設の工事完了に伴う標識設置

○特定都市河川浸水被害対策法

(工事完了の検査等)

第三十八条 第三十条の許可を受けた者は、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事を完了し、又は当該工事を廃止したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。

...

3 都道府県知事等は、雨水貯留浸透施設の設置を伴う第一項の工事について、前項の検査の結果当該工事が第三十二条の政令で定める技術的基準に適合すると認めたときは、遅滞なく、国土交通省令で定める基準を参酌して都道府県(当該雨水貯留浸透施設が指定都市等の区域内にある場合)にあっては、当該指定都市等。第六項から第八項までにおいて同じ。)の条例で定めるところにより、次に掲げる土地又は建築物等(建築物その他の工作物をいう。以下同じ。)に、当該技術的基準に適合する雨水貯留浸透施設が存する旨を表示した標識を設けなければならない。

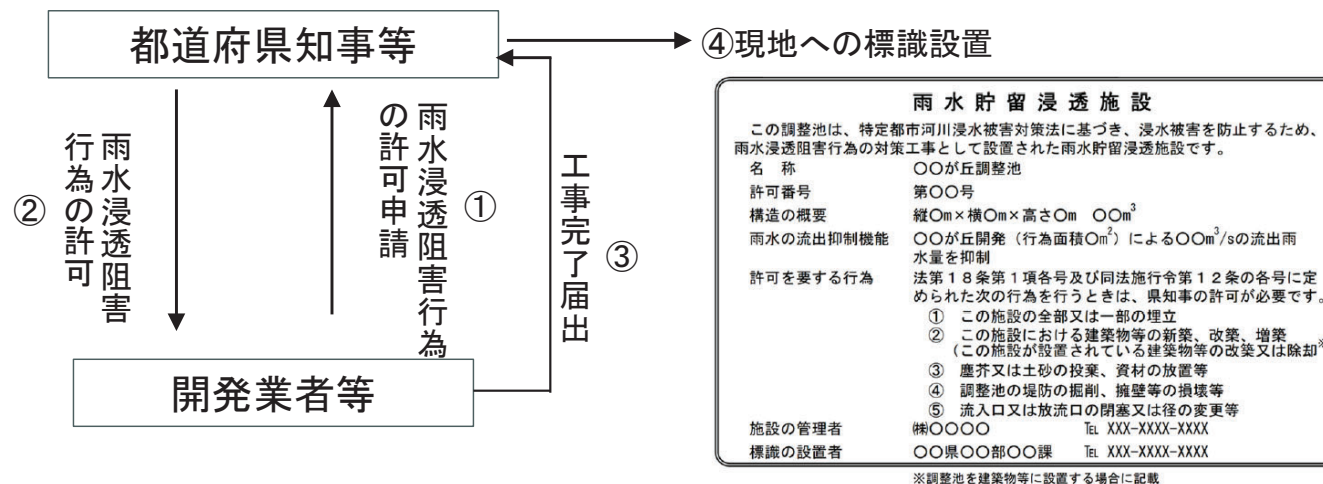
- 一 雨水貯留浸透施設の敷地である土地
- 二 建築物等に雨水貯留浸透施設が設置されている場合にあっては、当該建築物等又はその敷地である土地

○特定都市河川浸水被害対策法施行規則

(雨水貯留浸透施設の標識の設置の基準)

第二十七条 法第三十八条第三項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる事項を明示したものであること。
 - イ 雨水貯留浸透施設(以下この条において単に「施設」という。)の名称
 - ロ 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号
 - ハ 施設の容量(容量のない施設にあっては規模)及び構造の概要
- 二 施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は都道府県知事等の許可を要する旨
- ホ 施設の管理者及びその連絡先
- ヘ 標識の設置者及びその連絡先
- ニ 施設の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けること。



標識設置のイメージ(愛知県)



保全調整池の指定に伴う標識設置

○特定都市河川浸水被害対策法

(標識の設置等)

第四十五条 都道府県知事等は、保全調整池を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して都道府県(当該保全調整池が指定都市等の区域内にある場合にあっては、当該指定都市等。次項において準用する第三十八条第六項から第八項までにおいて同じ。)の条例で定めるところにより、次に掲げる土地又は建築物等に、保全調整池が存する旨を表示した標識を設けなければならない。

- 一 保全調整池の敷地である土地
- 二 建築物等に保全調整池が設置されている場合にあっては、当該建築物等又はその敷地である土地

○特定都市河川浸水被害対策法施行規則

(保全調整池の標識の設置の基準)

第三十三条 法第四十五条第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる事項を明示したものであること。
 - イ 保全調整池の名称及び指定番号
 - ロ 保全調整池の容量及び構造の概要
 - ハ 保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は法第四十四条第一項に規定する都道府県知事等に届け出なければならない旨
- 二 保全調整池の管理者及びその連絡先
- ホ 標識の設置者及びその連絡先
- ニ 保全調整池の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けること。

貯留機能保全区域の指定に伴う標識設置

○特定都市河川浸水被害対策法

(標識の設置等)

第五十四条 都道府県知事等は、前条第一項の規定により貯留機能保全区域を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、都道府県(当該貯留機能保全区域が指定都市等の区域内にある場合にあっては、当該指定都市等。第四項から第六項までにおいて同じ。)の条例で定めるところにより、当該貯留機能保全区域の区域内に、貯留機能保全区域である旨を表示した標識を設けなければならない。

○特定都市河川浸水被害対策法施行規則

(貯留機能保全区域の標識の設置の基準)

第四十条 法第五十四条第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる事項を明示したものであること。
 - イ 貯留機能保全区域の名称及び指定番号
 - ロ 貯留機能保全区域の位置
 - ハ 貯留機能保全区域の管理者及びその連絡先
- 二 標識の設置者及びその連絡先
- ニ 貯留機能保全区域の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けること。

過去の経緯

33

- 平成22年6月22日、「地域主権戦略大綱」が閣議決定。
- 大綱では、地域主権改革を推進するための取組として、地方公共団体の自治事務について「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大を進めることにより、～(略)～ 地方公共団体自らの判断と責任において行政を実施する仕組みに改めていく必要がある」とされ、特定都市河川浸水被害対策法の規定(標識の設置)についても見直しの対象となった。
- これにより、標識の設置については、「国土交通省令で定めるところにより」から「国土交通省で定める基準を参酌して都道府県の条例で定めることにより」実施されることに改正された。(平成23年8月30日)

提案に対する回答

回答：国土交通省

- 特定都市河川法第38条第3項、第45条第1項及び第54条第1項については、それぞれ雨水貯留浸透施設を設置した場合、保全調整池を指定した場合及び貯留機能保全区域を指定した場合に、標識を設置しなければならないことを規定している。
- この規定については、地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）に基づく検討の結果、標識については、一律に定められた基準に従うことを義務付けなくても、都道府県において適正な判断がなされることが期待できることから、「国土交通省令に定めるところにより」から「国土交通省で定める基準を参酌して都道府県の条例で定めることにより」に改めたところ。
- 「求める措置の具体的内容」の検討にあたっては、こうした経緯も踏まえつつ、標識の内容や条例制定の事務負担など、まずは全国自治体における実態の把握が必要である。
- このため、当該事務に対応する自治体への調査を実施した上で、国土交通省の対応方針を回答する。